

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 28 年 8 月 2 日付け大住江窓住第 50 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 28 年 7 月 5 日付け大住江窓住第 36 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成 28 年 6 月 21 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 27 年 8 月 26 日に住民票の写しを請求した際の請求書」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、平成 28 年 7 月 5 日、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件情報」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「平成 27 年 8 月 26 日付、請求人の『住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し等請求書』を紛失したため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 7 月 5 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

個人情報の取扱がぞんざいであり、そもそもこの文書は、きよぎ記載の疑いがある。

それにも関わらず紛失というのは、証拠穩めつではないのか？

個人情報の流出が疑われるため、証拠穩めつではないのか？

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

本件情報は、審査請求人が平成27年8月26日に住民票の写しを請求した際の請求書（以下「本件文書」という。）に記録された情報である。

本件請求を受け、実施機関において本件文書を探索したところ、本件文書が本来あるはずの簿冊に見当たらず、紛失していることが判明した。

したがって、本件文書を紛失しており本件情報を保有していないことから、本件決定を行った。

なお、本件文書の写しについては、実施機関において参考として別途保管していたことから、平成28年7月5日に審査請求人に情報提供を行っている。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求に対し、本件情報を特定した上で、本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定の取消しを求めるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件文書の使用目的欄に受付担当者が虚偽の記載を行ったこと、実施機関が本件文書を紛失したこと、本件文書の紛失が判明した後に実施機関による探索が十分行われていなかったこと、また、虚偽の記載がある本件文書を実際に確認するために、本件文書の原本の開示を求めたこと等を述べている。

当審議会としては、審査請求人の主張から、本件請求の趣旨が、本件文書について原本の開示を求めるものであると解し、実施機関による本件情報の特定の妥当性について、以下検討を行う。

(2) 実施機関における本件情報の特定について

審査請求人の趣旨は、上記(1)のとおりであると解されることから、本件文書の写しを本件請求にかかる保有個人情報と特定することは妥当ではなく、実施機関が本件文書の原本を本件情報と特定したことは妥当である。

実施機関に確認したところ、本件文書の紛失が判明した後、実施機関の担当課事務室、事務室内書庫及び地下倉庫設置の備品等並びに実施機関の担当課における請求にかかる平成 27 年度及び平成 28 年度簿冊等について探索したが、本件文書は見つけられなかったとのことである。

なお、実施機関において、平成 28 年 7 月 6 日に、本件文書の紛失にかかる報道発表を行っていることが確認できた。

当審議会としては、実施機関が本件文書を紛失している以上、その結果として本件情報が不存在であるという実施機関の決定は妥当とせざるを得ない。

なお、実施機関によれば、現在、請求書の管理について、再発防止策を講じ、改善されているとのことであるが、今後とも、保有個人情報の適正な管理に努められたい。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 調査審議の経過 平成 28 年度諮問受理第 30 号

年 月 日	経 過
平成 28 年 8 月 2 日	諮問書の受理
平成 28 年 8 月 23 日	実施機関から弁明書の收受
平成 30 年 6 月 13 日	調査審議
平成 30 年 7 月 18 日	調査審議
平成 31 年 4 月 24 日	調査審議 (審査請求人の口頭意見陳述)
令和元年 6 月 20 日	調査審議
令和元年 8 月 30 日	答申